

越谷市地域公共交通網形成計画(素案)

～パブリックコメント実施に係る概要説明書～

1. 計画案の趣旨及び背景に関する資料

●計画案の趣旨及び背景

越谷市は、明治時代後半には東武鉄道伊勢崎線が開通し、昭和30年代後半から高度成長期を迎えると、都心への交通利便性が良いことから、日光街道に沿って形成されていた市街地は急激に拡大しました。昭和48年にJR武蔵野線が開通すると、都心への連絡性が更に高まり、急激に人口が増加し市街化が進み、さらに、平成20年にJR武蔵野線に開設された越谷レイクタウン駅周辺では、広大な水辺と都市を融合させた越谷レイクタウンが整備され、良好な住宅の建築や大型商業施設など立地により、多くの人々が集まり、賑わいを創出しております。

しかしながら、今後さらに少子・高齢化が進み、人口減少社会に移行しようとするなか、高齢者ドライバーの交通安全対策、マイカー送迎における負担の解消、高齢者の外出支援による健康寿命の増進、狭隘道路拡幅への財政的・技術的課題や地域及び地域産業の活性化、さらには歴史資源や自然景観、商業施設などの観光資源を活かしたまちづくりなどへの取組みが課題となっています。

このような中、鉄道・路線バス・乗用タクシーの公共交通事業者などの関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、市が主体となって持続可能な公共交通網を形成するために、越谷市地域公共交通協議会を設置し、協議を行ってまいりました。

この越谷市地域公共交通網形成計画は、計画的に本市の公共交通の利便性を向上させるために策定するものです。

●計画の位置づけ

本計画は、第4次越谷市総合振興計画（平成23年4月策定）を上位計画とし、その他配慮すべき計画（都市計画マスタープラン等）については関連計画として、これらの計画と整合・連携を図り展開するものとします。また、交通政策基本法、交通政策基本計画の考え方とも整合・連携していきます。

なお本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年五月二十五日法律第五十九号)」第5条に基づき、越谷市地域公共交通協議会と協議のうえ、「越谷市地域公共交通網形成計画」を策定するものです。

2. 計画等の案に係る実施期間の考え方に関する資料

本計画の目標年度は平成32年度と定めており、上位計画に当たる「第4次越谷市総合振興計画」とあわせた目標年次となっております。

目標に向けて、平成28年度から平成32年度までの5か年間を実施期間としており、計画で定める3つの事業（事業1：公共交通網の形成事業、事業2：鉄道や路線バスを利用しづらい地域のサービス改善事業、事業3：公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり事業）に基づき、下表のように事業メニューを設定し、計画期間内に目標の達成に向けて取り組むものとしています。

<実施事業とスケジュール一覧>

事業メニュー		実施年度	H28	H29	H30	H31	H32
事業1 公共交通網の形成事業							
バス路線の維持・充実	1-1 バス路線の維持・充実		検討・整備				
	1-2 ノンステップバスの導入促進		導入				
	1-3 バス停利用環境の改善		検討・整備				
	1-4 サイクル&バスライド拠点の整備		検討・整備				
駅の交通結節機能の強化	1-5 交通結節機能の強化 (ダイヤ接続や案内等)		検討・整備				
	1-6 駅のバリアフリー化 (内方線付き点状ブロックの設置等)		検討・整備				
事業2 鉄道や路線バスを利用しづらい地域のサービス改善事業							
バス路線の新設	2-1 バス路線の新設		検討・整備				
新たな地域公共交通の検討	2-2 関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（モデル地区）		準備・導入				
	2-3 関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（展開地区）		準備・導入				
事業3 公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり事業							
仕組みづくり	3-1 市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）		作成				
利用促進活動	3-2 案内マップ、利用促進ツールなどの作成		作成	配布・見直し等			
	3-3 モビリティ・マネジメント		実施				

3. 計画等の案の理解を深めるための資料

本市の公共交通の課題

- 課題① 鉄道駅周辺への移動の確保 課題② 高齢者の移動の確保の視点
課題③ 道路状況に見合った車両での運行
課題④ 鉄道や路線バスを利用しづらい地域から鉄道駅や各地区の拠点への移動の確保
課題⑤ 新たな公共交通の確立 課題⑥ 市民ニーズの適切な把握

公共交通の方向性、新規交通検討地域等の設定

計画の基本方針

利便性が高く“持続可能”な公共交通網の形成


計画の目標


- 目標1 地域に適した **公共交通網** を形成します
目標2 鉄道や路線バスを利用しづらい地域などの **サービス改善** を図ります
目標3 公共交通を持続可能なものとするための **仕組み（体制やルール）** をつくります


本市の公共交通網の方針

- 各公共交通機関の役割を明確にし、既存の公共交通網を活用します。

【各公共交通機関の役割】


 鉄道 他都市との広域移動と市内の移動を担う市民の移動軸として、また、大量の移動需要に対応する役割を果たします。

 バス路線 地域間または地域内の移動を担う市民の移動軸として、また、鉄道とタクシーの中間の移動需要に対応する役割を果たします。


 乗用タクシー 福祉や観光を含めた多様な利用者ニーズにきめ細かく対応できる公共交通機関として、また少量の移動需要に対応し、ドアツードアの特性を活かした面的な移動や時間帯を幅広く対応する役割を果たします。

- 新規交通検討地域では、バス事業者によるバス路線の新設や市民、公共交通事業者、市の協働体制により新たな公共交通を構築します。

【乗合交通の充実】

 バス路線(新設) 都市計画道路の整備等と合わせ、バス路線の新設を検討します。



 新たな公共交通 新規交通検討地域において、既存の乗合交通と連携し、市民、公共交通事業者、市の協働による新たな公共交通の運行を検討します。

赤・青…乗合交通利用圏域（鉄道駅から1 km もしくはバス停から300m以内の区域）

白…新規交通検討地域（市内の乗合交通利用圏域以外の地域）

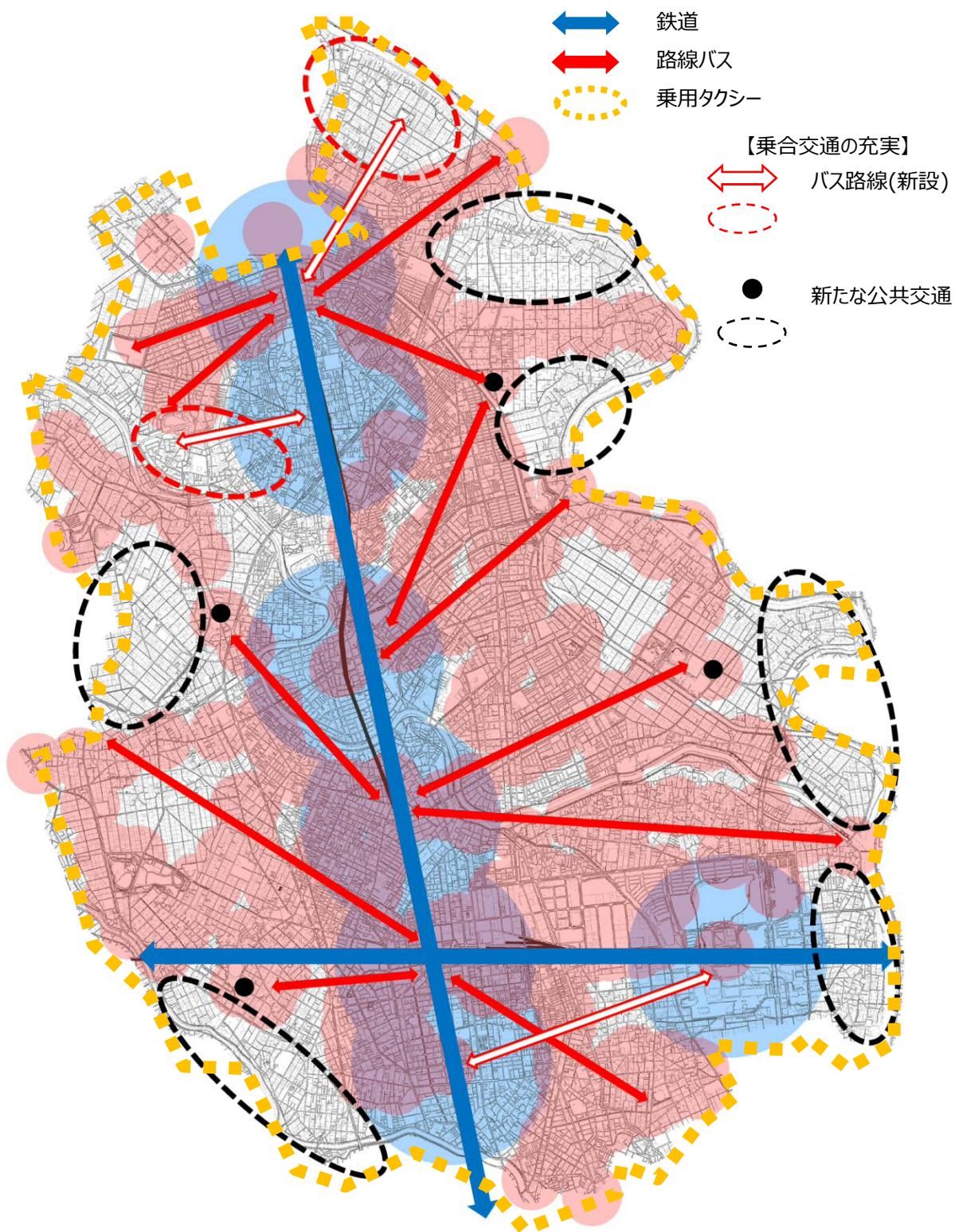


図 本市の公共交通網方針図（イメージ）